

「第 114 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 6 年 11 月 7 日（木曜日）に、「第 114 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は細野秀和委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 6 年 9 月に開催された第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）、令和 6 年 10 月に開催された第 44 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の報告を行い、令和 6 年 11 月に開催される第 47 回総会（CAC）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

議題 4 同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）

- (山口隆司委員) セクションとして“3. SCOPE（範囲）”が入ったことで、“4. DEFINITIONS（定義）”になったかと思うが、そのまま“4. PRINCIPLES（原則）”になっており、セクション 4 が二つある。一つずつずらすべきではないか。
- (事務局) 前回（第 26 回）会合において、物理的作業部会の報告の中で「定義のセクション」が事務的なミスでセクションごと削除されてしまい、今回のコメント募集は前回会合の文書をベースに行われたことから、定義のセクションを復活したことによりセクション番号の重複が生じている。これらは全体の作業の中で、今後調整されていく。
- (森田満樹委員) ステップが 4 から 2 / 3 に戻されたとのことで、20 年継続している作業であるが、後退しているようにも見えつつも、衛生植物検疫（SPS）措置／貿易の技術的障害（TBT）措置について明示されるなど少しずつ進んでいると思う。同等性のガイドラインについて今後、盛り返されるようなことがあるか伺いたい。
- (事務局) ご指摘のとおり新しい視点も追加されている。2003 年に採択されている「食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CXG 53-2003）」が SPS 措置の同等性に関する文書になるが、これを直近で採択された「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン（CXG 101-2023）」に組み込む作業を行っている。作業の過程において、以前の文書の記載に先祖返りしているような問題も生じている。電子的作業部会の議長国が長い間作業しているため、更新や修正理由について各国の理解が追いつかない部分も影響していると考えている。既存文書や議論と

齟齬がないように進めてまいりたい。

(辻山弥生委員) SPS/TBT 措置を含むことを明確にするという修正があったとのことだが、3つの既存文書の中には SPS/TBT 措置はなかったということか。

(事務局) CXG 53-2003 は、一部 SPS 措置を対象としているが TBT 措置については含まれていない。なお、CXG 101-2023 の議論の中で、SPS/TBT 措置を入れるか否かについて議論が分かれ、当時は明記せず採択された経緯があるが、統合に係る当該作業の際にあらためて SPS/TBT 措置の議論がなされているものである。

(辻山弥生委員) このガイドラインは食品に関する同等性であると思うが、TBT 措置とは具体的に何が該当するのか、表示に関する事項なのか。

(事務局) これまでの説明の中では表示及び栄養の話は出ているものの、具体的に TBT 措置が何を含むのかについては、本部会で議論されていないため、詳細について申し上げることは困難である。

(辻山弥生委員) TBT 措置については、どのように同等性を示すのか難しいのではないか。引き続き議論を注視していきたい。

議題5 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ4）

(辻山弥生委員) ずいぶん前に新規作業として提案されたが、作業スケジュールから遅れていないのか。遅れているのであれば執行委員会（CCEXEC）から作業中止等の勧告を受けていないのか。早々に採択する必要があると考えている。

(事務局) スケジュールについては遅れている部分はあるが、コロナ渦で各部会のスケジュールが見直されたかと思う。現在は比較的スケジュールどおりに進んでいる。なお、当該作業は 2021 年に新規作業として承認されており、スケジュール的には特段問題ないものと考えている。

(森田満樹委員) 地理的表示保護制度（Geographic Indication :GI）を入れるか否かの議論について、結局、GI は知的財産（Intellectual Property :IP）の一種なのではっきり言及せず、ガイドラインの対象外となるという決着だったのか。

(事務局) GI を明記するより、IP に関連する事項は食品偽装の防止及び管理に関するガイドラインには含めないという内容の方が各国は合意しやすかったためこのような記載になった。なお、CCFICS の所掌や他の文書に GI が入らないということまでは今回結論づけていない。

(森田満樹委員) 食品の清廉性、真正性という定義があるが、食品偽装の議論で度々言及されている。この文言を使いつつ、GI が入らないということが言えるのか疑問であるがいかがか。

(事務局) まずはこの文書の作業を進めたいという事情があり、また、全ての国が GI 制度を採用しているわけではないことから、当該文書の対象とはしないという結論になった。コーデックスの文書とは別で、GI については各国規制において対応されるものと説明された。

議題7 輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書

(山口隆司委員) 世界貿易機関（WTO）の既存システムとの関係については、議論されなかったのか。

(事務局) 前回会合での各国のコメントを踏まえ、WTO で議論されている輸入国の基準や輸入要件等そのものへの異議ではなく、個別貨物の輸入時の却下について、その中でも表示ミスや証明書の様式不備等、食品安全に直接係わらない事由のものを対象として検討しているとの説明がなされた。輸入時の却下

貨物に関する手続きの透明性の確保が重要であるとの理由で、途上国を中心に本作業に賛同する意見が多く、新規作業を開始する前提で議論が行われた。ただし、新たなガイダンスの策定ではなく、既存のガイドラインの改訂とすること、却下後のプロセスよりも、同様の却下が起こらないように予防に重点をおくよう意見出しがなされた。

(辻山弥生委員) 個別の食品についての不服申し立てのメカニズムについて、日本は輸出国の立場としてうまく活用し、輸出時に輸出先国において不当に貨物を止められないような内容にしていきたい。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) においては、個別の貨物に何か問題があったときに輸出国に知らせるといった条文があったと記憶している。既存の経済連携協定 (EPA/FTA) 等と矛盾するような内容にならないように外務省等関係機関と連携して整合性を持って対応されたい。

(事務局) 日本として輸出を促進しているところでもあるので、うまく活用して日本からの輸出が止まらないように、また、既存の協定と矛盾するような内容にならないように対応していきたい。1997年の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CXG 25-1997)」にもあるように輸入貨物の却下があった場合、速やかに輸入国から輸出国に対して情報提供するというのは推奨されており、どういった事由で止まったのか政府に対して知らせるといった内容とも似ている。既存の文書も活用しながら進めて参りたい。

その他

(山口隆司委員) 今後、テクニカルアドバイザーは参加されるのか。

(事務局) 外部の有識者にもご助言をお願いしているところである。今後、新規作業も提案されていることから、アドバイザーの有識者には継続的なご助言をお願いしたいと考えている。

(2) 第44回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

議題5 いくつかの食品添加物の技術的正当性

(清水隆司委員) 今回のバッチ2の対象物はいずれも「使用実態無し」ということで技術的正当性の評価そのものが不要であると、電子的作業部会 (EWG) において判断されたと理解している。

しかし、今後の検討対象となるバッチのリストには、国内事業者が育児用ミルク等で使用している添加物 (クエン酸、クエン酸塩類、モノ・ジグリセリド、レシチンなどの乳化剤や栄養強化目的のもの) が含まれている。したがって、次回の部会に向けて設置される EWG に日本政府が参加して、これらの対象添加物の技術的正当性の評価が実施されるように、関係する業界団体等とも連携して、使用実態を含めた必要な情報提供等を行うべきであると考えるが、日本政府としての対応方針についてご見解をお伺いしたい。

(事務局) 今次部会前に向けて開催された当該議題の EWG については、消費者庁が参加登録し、農林水産省や厚生労働省と連携しながら、議論の動向を注視してきた。今後、設置される EWG においても、国内の施策や食品関連事業者への影響が大きいことから、引き続き、関係省庁と連携しながら、EWG の段階から情報収集を行い、我が国における添加物の使用実態等について情報提供してまいりたい。

議題6. 2. 1 食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクス

のガイドラインの討議文書

(清水隆司委員) 国際連合食糧農業機関 (FAO) / 世界保健機関 (WHO) ガイドライン (2001、2002) 等の改訂については、どのような組織や機関、又はワーキンググループなどが作業を行うのか、注視する必要があると考える。今回の部会の決定によって、FAO/WHO でのガイドライン改訂への取り組みはコーデックスを一旦離れるわけであるが、この FAO/WHO の作業への日本政府としての対応は、どの省庁が窓口になるのか。

(事務局) 今回、FAO 及び WHO に対し、「食品中のプロバイオティクスの健康及び栄養学的特性 (2001 年)」および「食品中のプロバイオティクスの評価に関するガイドライン (2002 年)」をレビューするよう要請することが合意された。また、前回の作業については、FAO 及び WHO が合同して専門家によるワーキンググループの設置等により作業を実施した。そのため、現時点では、具体的な作業が未定であるため、窓口を担当する省庁について明言できないが、関係省庁において連携してしっかり対応してまいりたい。また、プロバイオティクスでの作業は、コーデックスを離れて、FAO、WHO で作業することになったが、前々回でのコーデックス連絡協議会でもお伝えした通り、農林水産省としては、国内産業、輸出、消費者にとっても重要な作業と考える。引き続き関連の業界団体等と連携しながらどういう体制で臨んでいくのがよいか、一緒に考えさせていただきたい。

(清水隆司委員) 日本では、プロバイオティクスの食品等への利用・消費、生産、海外への輸出が非常に多く、関連する食品産業・業界への影響も大きいこと、また、食品利用や研究が活発であるが故に提供できる情報等も多いことから、日本政府として関係する業界団体等とも連携して、ガイドラインの改訂作業に当初から関与することが重要であると考えられるが、日本政府としての対応方針についてご見解をお伺いしたい。

(事務局) 日本政府として関係する業界団体等とも連携、当初からの関与が重要である旨の貴重な御意見感謝する。日本政府としても、食品安全の取組において、リスクアナリスの一環として、リスクコミュニケーションも重要な要素と認識している。そのため、引き続き、国内外の関係者と連携しながら、ガイドライン改定作業への当初からの関与など、関係省庁一丸となって適切な対応を検討してまいりたい。

(辻山弥生委員) プロバイオティクスのガイドラインについて、FAO と WHO は、どの場で議論をするのか。

(事務局) 「食品中のプロバイオティクスの健康及び栄養学的特性 (2001 年)」と「食品中のプロバイオティクスの評価に関するガイドライン (2002 年)」の 2 つのガイドラインが作業対象であると承知しているが、どの場で議論するかまでは情報提供されていない。

(3) 第 47 回総会 (CAC)

仮議題 2 第 86・87 回執行委員会の報告

(木戸啓之委員) 37 ページの「細胞性食品に関する 2 つの新規作業提案」について、「適宜対処したい」という方針とのことだが、基本的には了解というスタンスか。

(事務局) 細胞性食品の規制について国際的に関心が高まっており、コーデックス委員会において議論を行うことは有意義である。そのため、新規作業提案として進めることについて反対の立場ではない。また、新たな特別部会 (タスクフォース) の設置等の選択肢などもあるが、第 86 回 CCEXEC の結論であ

る、食品衛生部会（CCFH）、食品添加物部会（CCFA）への提出についても、両部会にて議論されることについて反対の立場ではない。すなわち、第86回 CCEXEC の提案について支持する立場である。

（木戸啓之委員）「細胞性食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」が CCFA で検討されることになった場合、日本は作業部会に参加する予定か。注目されている分野であり、関心のある国内企業も多いと思う。

（事務局）現時点で、第86回 CCEXEC において、シンガポールから提案の素案を示されている段階であり、具体的な作業内容について未定の部分がある。そのため、提案される最終的な案や部会等での議論を踏まえての判断にはなるが、国内のステークホルダーの意見も勘案した上で、関係省庁間で連携し、必要に応じて情報収集や意見出しのために作業部会への参加等の適切かつ必要な対応を検討してまいりたい。

仮議題4 部会の作業

（山口隆司委員）仮議題4.6「分析・サンプリング法部会（CCMAS）における「総会による検討・助言が求められている事項」で「穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定」において、「灰化温度規定を決定する」といった専門的な内容について、CCMAS が総会に助言を求めるという構図がよく分からない。総会は、専門的な内容について、結果を承認する形ではないのか。

（事務局）灰化する温度によって分析値が異なる可能性があるため、本来、分析法の中で灰化する温度を定める必要があり、どの温度が良いかは、個別食品部会が決定すべきもの。しかしながら、現在記載されている分析法では、550度と900度の2通りの温度が記述されており、どちらにするのかを個別食品部会が特定しない状態で過去に CCMAS で承認され、総会で採択されている状況。CCMAS の観点では、どちらの温度でも適切な分析法と判断される。

したがって、本来はどちらの温度が適切なのかを個別食品部会に聞く必要があるが、該当の個別食品部会（穀物・豆類部会）が休会しているため、総会に聞くことにした、という経緯である。

本件は、第86回 CCEXEC において、コーデックス事務局から、2つの規定を承認するため、米国及び CCMAS 議長と協議して提案を準備するとの通知があり、第87回 CCEXEC で検討される見込み。日本としては、第87回 CCEXEC からの勧告を踏まえ、対処したいと考えている。

（辻山弥生委員）分かりやすい説明であった。食品表示部会（CCFL）について、終わったばかりとのことであるが、前回連絡協議会で説明のあったアレルギー表示に関する条項について、ステップ7の状況にも関わらず、強い意見を表明する方針であったが、特に強い反対はせず支持したという理解でよいか。

（事務局）コーデックス協議会でのご報告がまだであるが、かいつまんでご報告させていただくと、前回連絡協議会で説明した表示免除については、採択を支持した。それ以外で主な点としては、アレルギーのリストについて、前回連絡協議会の際に対処方針に含めていなかったが、アレルギーとして表示される名称として「魚」「甲殻類」だけでなく、魚種や甲殻類の種類も含めるべきといった議論を日本から行ったが、結果的には認められなかったといったことがあった。

（森田満樹委員）アレルギー表示はステップ8、e-コマースもステップ8に進んだとのこと、消費者庁で行っている検討会の議論にも関わってくるのではないかと印象を持った。予防的アレルギー表示（PAL）について、CCMAS では

うまくまとまらなかったようだが、ステップが進んでいて驚いている。
(司会) CCFL の結果についてこの場で断片的に質疑応答すると誤解が生じる恐れがあると思う。次回連絡協議会にてしっかりと文書を用意して報告し、それをもとに意見交換することとしたい。
(森田満樹委員) 次回の連絡協議会を楽しみにしている。

仮議題6 コーデックス部会から総会への付託事項

(山口隆司委員) フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) の修正提案について、技術的な議論を行う場を設けるべき等の反対意見があり、総会の下にブラジルを議長とする EWG を設置して議論することとなったとあるが、EWG を設置するのではなく米国がホスト国の加工果実・野菜部会 (CCPFV) を再開する形はないのか。
(事務局) 昨年 の第 46 回総会において、技術的な議論を行う場について議論となり、総会の下に EWG を設置する、または元々本規格の策定作業を行った、ブラジルがホスト国である「果実・野菜ジュースに関する特別部会 (TFFJ、2005 年に解散)」を再設置し、電子的コミュニケーションのみによる部会 (CWBC) として議論を行う等、様々な意見が出された。しかし、最終的には作業の迅速性と作業範囲の狭さを考慮し、ブラジルが希望する、総会の下に EWG を設置して議論を行うことになった。これまでの議論では、米国は CCPFV を再開して作業する意向を示していないため、その可能性は低いように考える。EWG の議論では、ブラジルなどの Brix 値の修正を行いたい国は修正の根拠となる科学的なエビデンスを示しているが、反対している国は根拠を示さずに反対しているようだ。日本としては、科学的根拠に則って規格を策定するという立場だが、生産国の意見もあるため、議論を注視しながら対応したい。

仮議題8 コーデックス予算及び財政に関する事項

(山口隆司委員) コーデックス会議の開催費用は、①ハイブリッド開催、②対面開催のみ、③ウェブ開催のみ、のパターンを考えるとハイブリッド開催が最も費用が掛かるという認識。今後、どういう形で開催するか議論も必要かと思う。
(事務局) 委員ご指摘のとおり、一般的にハイブリッド開催は費用がかかるとの認識。また、コーデックス事務局の情報によれば、ウェブ開催とハイブリッド開催は対面開催よりも通訳費用が増加するため、全体として費用が高くなる傾向があるようである。しかしながら、総会の費用については、過去6年間の開催費用を比較した結果、場所や日数等他の要素の影響もあり、2022年、2023年のハイブリッド開催の費用が極めて高いというようにはっきりとした傾向は示されず、傾向を明確にするにはさらに数年かけて費用をモニタリングする必要があるようである。第47回総会の開催形式については、どの形式が望ましいかについて地域調整国を通じて加盟国に意見照会があり、加盟国の要請を踏まえて、参加方法の柔軟性、代表団の人数縮小、透明性と包摂性の拡大の観点からハイブリッド開催が採用された。日本もこの開催形式を支持するが、一方で、予算は効率的に使用されるべきであり、引き続きコスト削減に取り組む必要があると考える。
部会の開催形式については、第44回総会(2021年)において、部会の開催地に関する手続きルールの解釈に関し、2021年に限定せず今後もバーチャル開催も含めること、解釈の適用には第80回 CCEXEC(2021年11月)が

整理した規準を考慮することが推奨されており、例えば本年では、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）がバーチャルで、CCFICS がハイブリッドで開催された。以前 CCEXEC でそれぞれの開催形式の長所短所等が整理され、当面は基本的には開催時点での状況やホスト国の意向等を踏まえて、検討されていくことになると思う。

（山口隆司委員） 専門家会議（JECFA, JMPR, JEMRA）の費用もここに計上されるのか。

（事務局） コーデックスへの FAO/WHO 科学的助言の活動費用はここには含まれない。この活動費用に関する情報は情報提供文書 2（CX/CAC 24/47/INF2、仮議題 12「FAO 及び WHO から提起された事項」）に含まれており、第 47 回総会のホームページに掲載されている。

（辻山弥生委員） ハイブリッド形式での開催は開催側としては費用がかかるが、参加側にとっては旅費が浮くという側面からリーズナブル。コーデックストラストファンドでは今は旅費の支援を行っていないと思うが、トータルとして FAO/WHO の支出は抑えられているのではないか。

（事務局） ハイブリット形式での開催は、委員ご指摘のとおり加盟国にとっては代表団の規模縮小が可能となり、途上国を始めとして有益と考える。FAO, WHO の支出が抑えられているかは分からないが、ハイブリット形式での開催は対面参加とオンライン参加の両方の意見を聞く必要があるため、議長が慣れていないとオペレーション上難しい面もある。

（以上）